

赤磐市工場立地法準則条例（仮称）の制定に対する意見について

■募集期間 平成30年6月25日（月）～7月25日（水）

■意見の件数 4件（3者）

ページ	いただいたご意見等	市の考え方
P.1	現在新設備の予定はありませんが、当地は山林に囲まれ緑豊かな環境です。緑地環境としては十分であり今後設備投資案件が生ずれば本件の緩和措置は、より有効な土地活用が可能であり、歓迎し賛成します。	工場の建替えや増改築を行う場合、現在の施設で操業しながら、別の場所に建築する機会が多いのですが、市内でまとまった工場用地を確保することは非常に困難で、隣接する土地を取得することも宅地化が進むなどにより困難な状況です。 このような状況の中、事業者の皆様には、現在の敷地を有効利用していただき、引き続き現在の場所で操業していただくため、この条例（案）により工場立地法による緑地面積率等の規定を緩和するものです。
P.1 3 規制緩和の内容（案）	現在の緑地 25%から 15%or10%に緩和される事によって限られた敷地をより有効に活用する事が可能となり事業活動に有益な効果をもたらすと考えます。また、緑地を管理する事に苦慮しておりますが、緩和されることによって容易に管理できるようになり、大きな効果をもたらしてくれるものと考えます。	ただし、工場立地法による緑地面積率等の規定は、公害問題が深刻化した昭和40年代に、工場周辺の生活環境を保持するために設けられたものであり、生産性や効率を優先して、それを悪化させることは許されません。
P.1 4 規制緩和のねらい	企業の実感として、狙い通りの効果が期待できるものと考えます。ぜひ推進して頂きますようお願い致します。	事業者の皆様には、周辺的生活環境保持のために必要な措置を講じた上で、緑地の削減は設備投資に最低限必要な部分に留め、未利用地については小規模なものであっても積極的に緑地の確保に努めていただくようお願い申し上げます。
P.1 緑地面積等の規制緩和	近年の多発する自然災害、原発事故、大規模地震等、想定できない災害を考慮する時、工場という大きな施設を有する敷地に緑地帯をゆとりをもって設地しておくことは、行政上、きわめて重要は施策といえる。目先の企業誘致の成果と、市民の生命、防災対策上どちらを優先するのか。緑地を減らすことは、あってはならない。	工場立地法は、工場立地が環境等の保全を図りつつ推進されることを実現するための法律で、その趣旨は尊重されるべきですが、一方で、立地や追加投資の障壁を除去できるよう企業の負担軽減に取り組み、雇用の確保・創出を促し、市内経済の活性化を図り税収を確保することも重要でございますので、ご理解下さる様、お願い申し上げます。